

郡上市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年5月

郡上市教育委員会

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるよう、教職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

第4期(2025年度～2029年度)郡上市教育振興基本計画で掲げる「たくましく共に生きる郡上人の育成・生きがいと希望に満ちた社会の実現」のためには、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

郡上市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを向上し、郡上市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

### (2) 本市の現状

本市では、岐阜県教育委員会の「教職員の働き方改革プラン」に基づき、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保をめざして取り組んできた。

これまでの取組として、校務支援システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図った他、業務の適正化や出勤簿の押印廃止など、様々な取組を実施した。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	30.55時間	13.8%	0.4%
中学校	37.28時間	32.3%	0.8%

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする【R7結果:15.0日】
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下まで減少させる  
【R7結果:5.5%】
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を70以下とする(全国平均100)  
【R7結果:72(郡上市全体では81)】

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
    - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
  - 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
    - ・放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
    - ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては 保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
  - 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
    - ・保護者に対して、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。
- #### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
- 調査・統計等への回答
    - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
  - 部活動(地域スポーツクラブ)
    - ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携(地域スポーツクラブ)を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備

・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

○学習評価や成績処理

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○学校行事の準備・運営

・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療若しくは福祉に関する専門人材又は支援員及び相談員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、校内学習支援センター（F組）の機能強化や不登校未然防止プロジェクトチームによる提言等効果的な支援を促進する。

(2)学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を推奨する。

イ 11時間を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に取り組む。

ウ すべての学校においてストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

カ 学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に10日間程度の学校閉庁日の設定を行う。

#### 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1)取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、HP等で公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

(2)学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

(3)時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

(4)教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(5)各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(6)保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。